

平成17年度包括外部監査の結果報告書

<第二テーマ> 「中小企業融資制度について」概要版

仙台市包括外部監査人 公認会計士 那 須 和 良

. 外部監査の概要

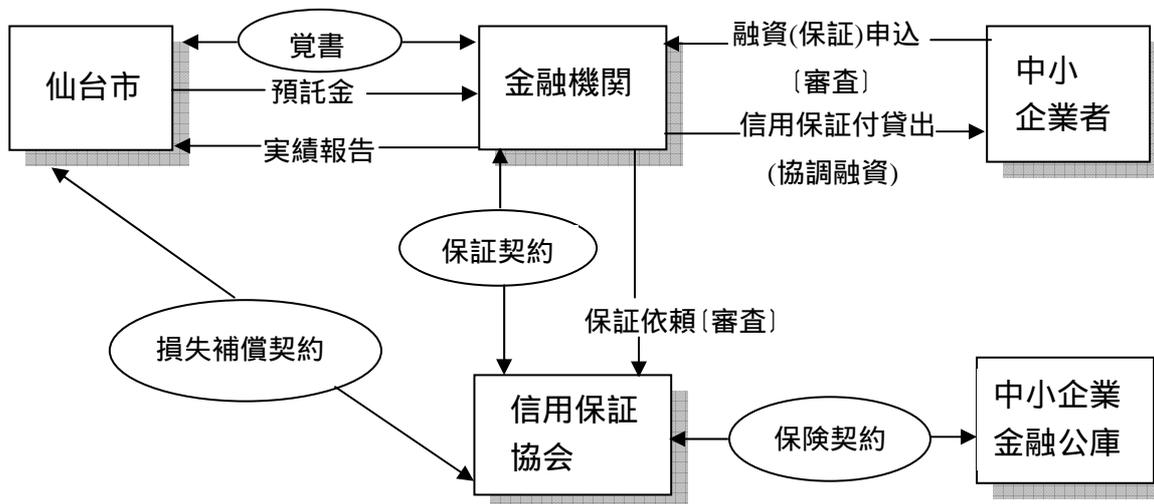
1. 特定の事件を選定した理由

- 中小企業融資制度の融資残高は4百億円から5百億円で推移し、平成16年度末では53,054百万円。
- 融資制度運営に係る預託金支出、損失補償金支出などの歳出額は14年度18,099百万円、15年度19,258百万円、16年度19,999百万円と高水準で推移。
- 当該融資制度の仕組みを吟味し、預託金支出や損失補償金支出などの内容を検討することは、この制度の事業費のスリム化と、市財政資金のより効率的な利用に資するものと判断。

. 外部監査の対象の概要

1. 中小企業融資制度の仕組み

仙台市の中小企業融資制度は、中小企業信用補完制度と、金融機関との協調融資の二つの柱を基に運営されている。この仕組みを図示すれば次のようになる。



2. 預託金制度

市は預託金を取扱金融機関に預け入れ、金融機関は通常得るであろう金利との差額を補填稼得するための原資として運用する。

3. 損失補償制度

市の制度融資額の100%を信用保証協会が保証する。さらに市は信用保証協会が金融機関に代位弁済し、保険金で補填されなかった額の80%から100%を損失補償し、信用保証協会に支払う。

4. 融資制度の内容

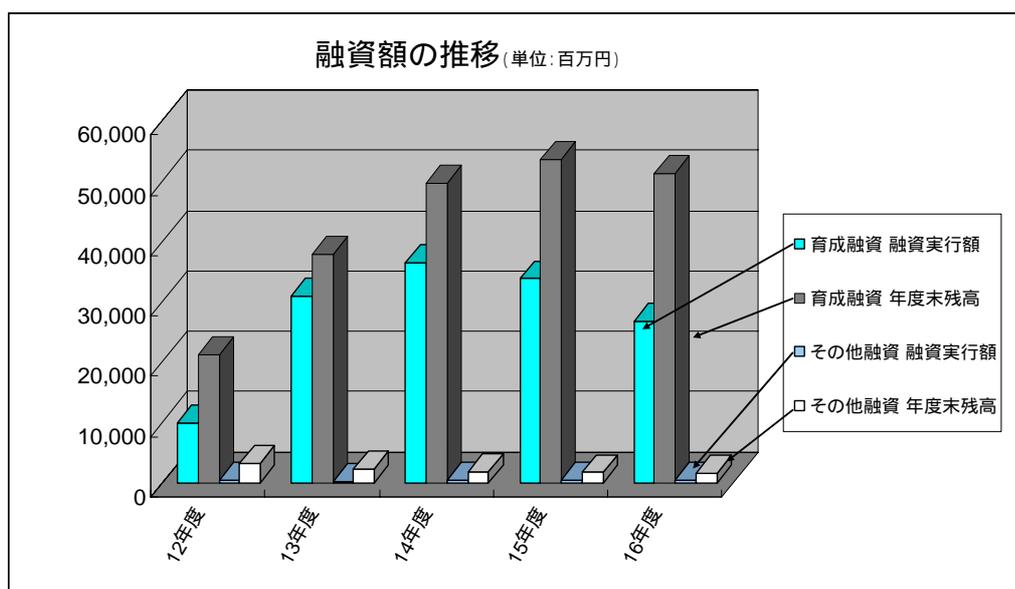
平成17年度実施されている中小企業融資制度の主な内容は次のようになっている。

制度名	融資限度	返済期間	利率	市補償率
育成融資 / 振興資金	5千万円	運転7年	1.8~2.2%	90%
育成融資 / 経済変動対策資金		設備12年	1.7%	
小口融資 / 小口資金	5百万円	運転5~7年	1.8~2.2%	100%
小口融資 / 特別小口資金	1,250万円	設備7年		80%
事業協同組合等融資	5千万~1億円	運転7年 設備12年	1.5~2.2%	
地域産業活性化融資	5千万~1億円	運転7年 設備12年	1.7%	
新事業創出支援融資	1~3千万円	運転5~7年 設備7~10	1.7~1.9%	90%~100%

5. 融資実行額及び残高の推移

過去5年間の融資実行額、年度末融資残高の推移は次のとおり。

摘要	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
融資合計 (百万円)	融資実行額	10,531	31,415	37,094	34,561	27,412
	年度末残高	24,524	40,456	51,769	55,430	53,053

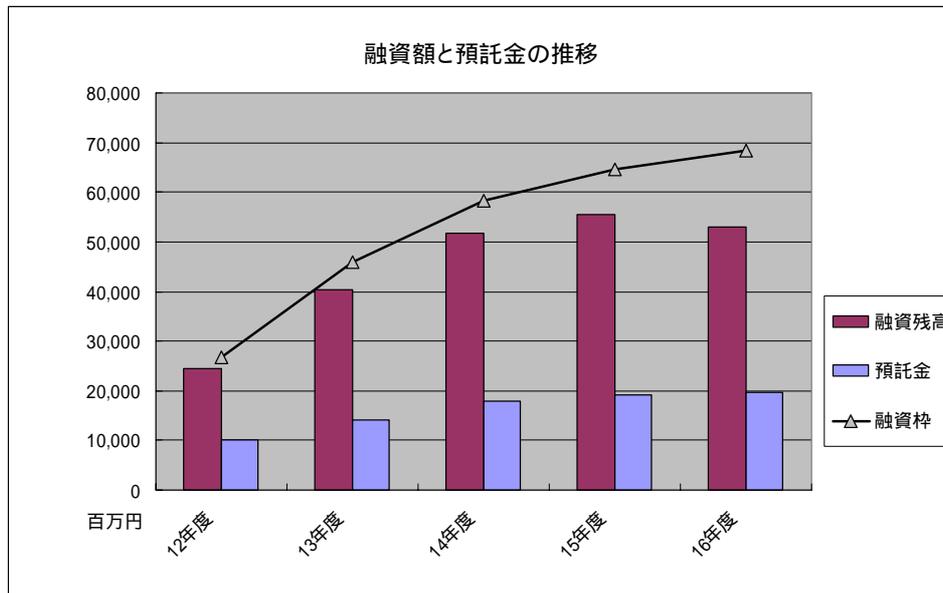


6. 預託金の推移と預託金の決め方

(1) 預託金の年度別推移

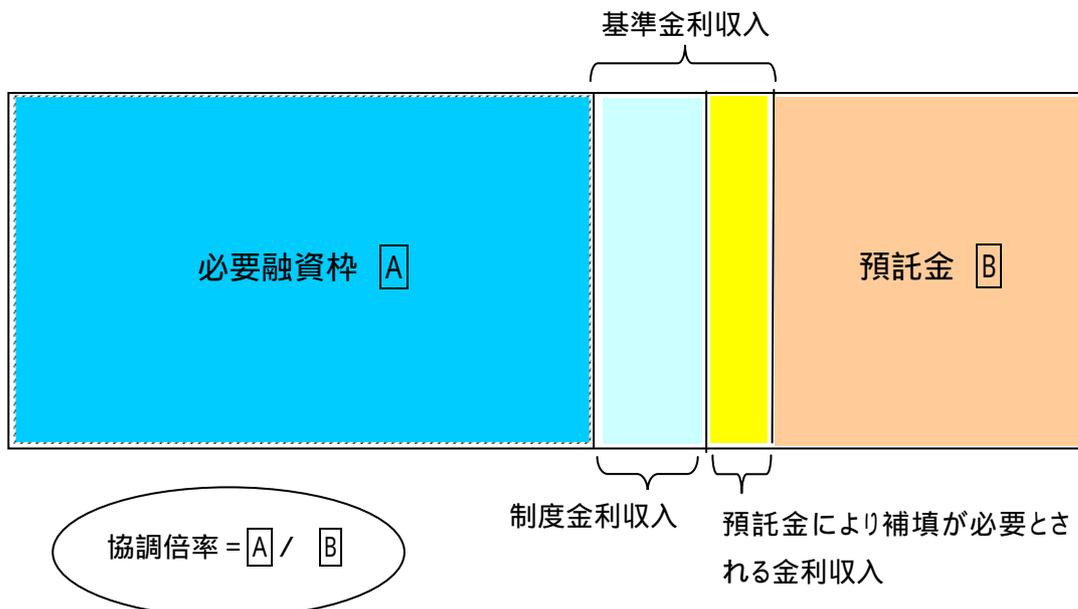
単位:百万円

項目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
融資枠	26,758	45,903	58,368	64,594	68,280
融資残高	24,524	40,456	51,769	55,430	53,053
(融資枠に対する割合)	(91.6%)	(88.1%)	(88.7%)	(85.8%)	(77.7%)
預託金額	10,105	14,216	18,002	19,102	19,791
(融資残高に対する割合)	(41.2%)	(35.1%)	(34.8%)	(34.5%)	(37.3%)



(2) 預託金の算出方法

預託金と融資枠との関係をイメージ図で示せば次のとおり。



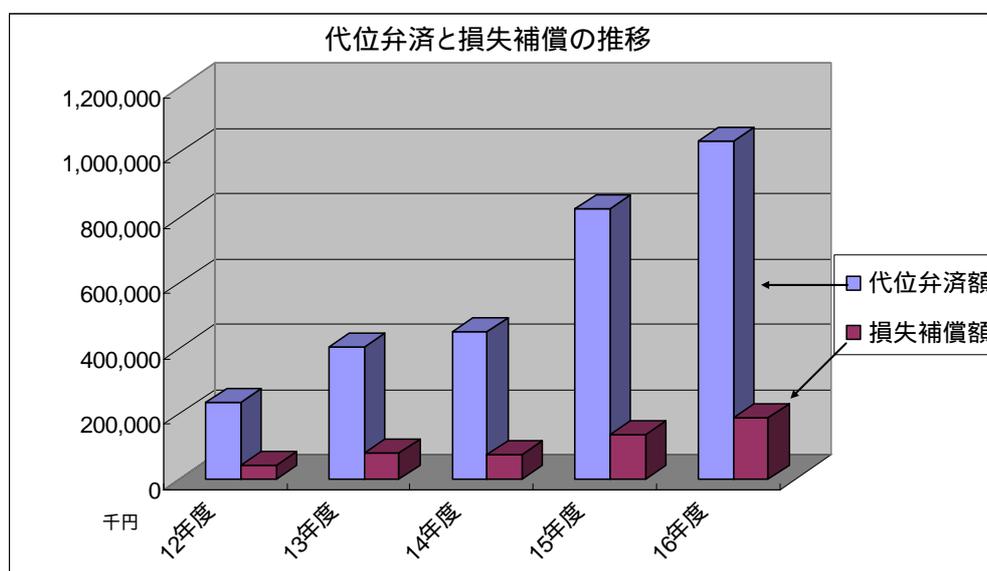
この図より、制度金利は決まっているので、必要融資枠と基準金利が預託金の水準を決める要素であることがわかる。よって預託金の水準は次のように変動する。

- ・ 基準金利が変わらない場合、必要融資枠を低くおさえれば預託金は減少する。
- ・ 必要融資枠が変わらない場合、基準金利が制度金利に近づけば預託金は減少する。

7. 損失補償の推移

年度別代位弁済額と、市の負担した損失補償額の推移は次のとおり。

摘要	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
合計(千円)	代位弁済額	235,050	403,169	450,832	789,162	1,035,743
	損失補償額	43,200	79,099	76,877	135,640	187,718



外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1. 損失補償への対応について

保証協会による保証期間は5年から7年が中心となっているが、保証実行後2年内という短期間に代位弁済され、損失補償となったケースが次のとおりある。

年度	内訳	件数	代弁元本 (千円)	損失補償 額(千円)
15年度	代位弁済全件	88件	783,236	135,640
	保証から2年内に代弁されたもの	49件	631,301	108,001
	上記の全件に対する割合	55.7%	80.6%	79.6%
16年度	代位弁済全件	115件	1,025,590	187,718
	保証から2年内に代弁されたもの	54件	612,769	112,331
	上記の全件に対する割合	47%	59.7%	59.8%

(意見)

市の中小企業融資制度には、信用保証協会の100%保証がついており、金融機関側での貸倒リスクはゼロである。このような状況においては一般的に融資審査においてモラルハザード(倫理の欠如)が生じて、審査対応での節度が失われ貸出事故の発生の確率が高くなるといわれている。上記の2年内代弁と損失補償実行が件数、金額とも全体のほぼ5割を超える状況は、このことと無縁ではないと考えられる。

このため次のような方法を検討し、取扱金融機関窓口での融資審査においてモラルハザードの生じにくい制度設計を早急に検討する必要がある。

- 保証協会での保証を100%から、90%ないし80%に変更し、取扱金融機関においても一部信用リスク(貸倒リスク)を負担する仕組みとしてモラルハザードを抑え、金融機関窓口での審査精度を高めるように促す。
- 金融機関の融資審査、保証協会での保証承諾審査が適正であったかどうか事後検証し、不備があれば指摘し以後の審査の適正化を促す。

以上のような方法も含めて市の中小企業融資制度の中に、市としての適正融資実行の認識を取り込める何らかの仕組みを組入れ、損失補償による財政支出をできるだけ圧縮していくことが必要と判断される。

2. 預託金額を決める際の裁量行使の視点について

(指摘事項)

預託金額を決める際の裁量行使の視点の変更

預託金は必要融資枠と基準金利の2つの要素により決まることを図により確認した。その1つである必要融資枠の算出においては、融資実績の伸び率が今後も継続する

との前提で「調整率1」、「調整率2」という率を適用して必要融資枠を上へ、上へと引き上げる措置を組み込んでいる。また、もう一つの要素である基準金利算定時には、「補正分」、「金利加算値」を適用して金利水準アップをはかり基準金利引上げが行われている。

これらの作用はいずれも預託金を増加させる結果をもたらす。すなわち仙台市の中小企業融資制度の運用においては、できるだけ潤沢な預託金を取扱金融機関に提供し、それを持って金融機関に対するインセンティブとしてスムーズな融資実行を促し、融資制度の政策目的を果たそうという視点のもとに種種の裁量行使が行われてきたものと判断される。

しかし現状は次のような状況を認識するに至っている。

- 必要融資枠と融資実績残高との乖離の拡大と、それに伴う預託金のあるべきポジションの乱れ。
- 預託金に対する、市側で考えるようなインセンティブの意識を金融機関側ではあまり持っていない、あるいは持つことができない状況。
- 金融機関側での資金運用の現実から離れた金利水準の想定に基づく預託金算出の考え方。

このような状況認識に基づけば、預託金に対する裁量行使の視点を次の点において、見直し・変更する必要があると認められる。

- 必要融資枠の設定においては、できるだけ融資実績残高に近い額が算出されるように変動要素を設定し、また基準金利は現実の資金運用を反映した設定として協調倍率を算出する。これにより融資制度運営の中での必要にして十分な預託金の適正値を求める。
- このような方向に向けて預託金算出の裁量行使の視点を軌道修正し、このことから預託金圧縮による手許現金資金調達負担の軽減もその視点に加え、預託金計算過程を見直す。
- また預託金の算定方法を金融機関に明らかにし、金融機関と取交す覚書の条項見直しを行う。

以上の点について早急に検討を開始する必要があると判断される。

ここで、現在潤沢な預託金算出のための裁量行使の計算要素となっている基準金利に適用される「補正分」、「加算値」を取り除き、必要融資枠算出における将来伸び率を規定する「調整率1」、「調整率2」を採用せず、必要融資枠を直近の融資残高と同額とみなして平成16年度当初における当初預託金を試算し、実行済預託金と比較すると次のとおりとなる。

区 分	16年度当初預託金
「補正分」「加算値」「調整率1」「調整率2」を適用した実行済額	18,820 百万円
「補正分」「加算値」「調整率1」「調整率2」を適用しない試算額	7,992 百万円
差引額	10,827 百万円

- 試算による預託金と、実行済預託金との間に差引き 10,827 百万円の差異が生じたこととなる。
- 差異全額が預託金過大を意味するものではないが、先に述べた預託金のあり方についての裁量行使の視点の見直し・変更により、預託金残高を変化させることのできる範囲を示すものである。
- 先に見た預託金に関する現状認識からすれば、当然、預託金残高を圧縮できる範囲ととらえるべきこととなる。

それにしても裁量行使の対象範囲が現行預託金残高の過半以上を占めることは重く受け止める必要がある。預託金は市の管理下を離れたものではないが、その積み立て目的は極めて限定され固定化されたものとなっており、年度の歳入歳出においてはその増減が市財政に影響を与えるのみではあるが、2 百億円近い残高が拘束され続ける性格を持つため常に効率的、効果的な利用方法を検討していかなければならないものと言える。預託金の増加が市財政の中での手元現金資金確保のため、一時借入の拡大につながる状況をふまえ、それによる金利負担も考慮に入れ、適正な預託金の算出方法について、裁量行使の新たな視点の組立ての検討を早急に開始する必要があると判断される。

以上